

琉球大学農学部規程

〔 昭和 47 年 4 月 1 日
制 定 〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第 27 条第 2 項の規定に基づき、琉球大学学則に定めるもののほか、琉球大学農学部（以下「本学部」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本学部は、沖縄の亜熱帯島嶼性という地理的・自然環境条件及び歴史的・文化的特性を活かし、生物の生存環境と人間の共生を目指して、持続的食料生産、地域農業、環境保全、生物資源・エネルギー利用、栄養・健康・長寿及び発酵・生命に関する専門教育と研究を深化させ、その成果の蓄積・活用と人材育成によって、地域社会並びに国際社会の発展に貢献することを目的とする。

2 各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	教育研究上の目的
亜熱帯地域農学科	国際的な視点で地域農林畜産業の振興に携わる指導力のある有用な人材、並びに地域資源循環システムに基づく持続的農業生産並びに農と社会との共生を構築できる実践的人材を育成する。
亜熱帯農林環境科学科	資源生物や野生生物とそれらを取巻く環境の機能・特性の解明を通じ、生物や環境に関連する分野で活躍する有能な人材、並びに生物多様性の価値を理解し、豊かな環境の確保と保全に貢献できる実践的人材を育成する。
地域農業工学科	農村環境整備と緑・土・水資源の保全と改善に貢献できる有能な人材、並びに情報技術を応用し、食料生産から流通・加工に係わる農業生産及びエネルギーシステムに関する社会的要求を総合的に問題解決できる実践的人材を育成する。
亜熱帯生物資源科学科	亜熱帯生物資源の機能開発と高度利用に関する専門知識と技術を有する有能な人材、並びに生物資源関連産業、発酵産業及び健康・食品産業の振興・発展に貢献できる実践的人材の育成と栄養士を養成する。

(学士教育プログラム及び教育コース)

第 3 条 本学部の学科に学士教育プログラム及び教育コースを別表 1 のとおり置く。

(共通教育等の授業科目の種類等)

第 4 条 共通教育及び専門基礎教育の授業科目の種類、単位数、履修方法等は、琉球大学共通教育等履修規程の定めるところによる。

(専門教育の授業科目の種類等)

第 5 条 専門教育の授業科目の種類は別表 2 のとおりとし、履修方法等は別表 3 に掲げるとおりとする。

(授業科目の公示)

第 6 条 各学期に開講する授業科目、授業時間、単位数及び担当教員は、学期の初めに公示する。ただし、臨時に開講する授業科目については、その都度、公示する。

(単位)

第7条 専門教育の授業科目の単位の計算は、次に掲げる基準により行う。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (2) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認められる場合には、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合において、講義及び演習については係数3（ただし、演習については、教育上必要があると認められる場合には係数1.5とする。）、実験及び実習については係数1（ただし、教育上必要があると認められる場合には係数1.5とする。）に対し、それぞれの授業時間を乗じて得た数値の和が45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当であると認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。
- 3 前2項の規定に基づく各授業科目の単位数及び週時間については、別表3に掲げるとおりとする。

(登録、試験、単位の認定等)

第8条 登録、試験、単位の認定等については、琉球大学各学部共通細則の定めるところによる。

(編入学)

第9条 編入学については、琉球大学編入学規程の定めるところによる。

(転入学)

第10条 転入学については、琉球大学転入学規程の定めるところによる。

(再入学)

第11条 再入学については、琉球大学再入学規程の定めるところによる。

(転学部及び転学科)

第12条 転学部及び転学科については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程の定めるところによる。

(転学)

第13条 本学部の学生で他の大学に入学又は転入学を希望する者は、指導教員及び学部長を経て学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第14条 留学については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(卒業の要件)

第15条 卒業するには、琉球大学（以下「本学」という。）に4年以上在学し、別表4に掲げる単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3年次特別編入学者の卒業の要件は、本学に2年以上在学し、別表4に掲げる単位（第3年次特別編入学以前に在学していた大学、短期大学、高等専門学校等で修得した単位のうち、本学の卒業要件に係る単位として換算する単位（以下「換算単位」という。）を含む。）を修得するものとする。この場合において、換算単位については、教授会が判定する。

(教員免許)

第16条 教育職員の免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年

法律第147号)の定めるところにより、所要の単位を修得しなければならない。

(研究生)

第17条 研究生については、琉球大学研究生規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第18条 特別聴講学生については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(科目等履修生)

第19条 科目等履修生については、琉球大学科目等履修生規程の定めるところによる。

(外国人学生)

第20条 外国人学生については、琉球大学外国人学生規程の定めるところによる。

(指導教員)

第21条 学生の修学、進路、就職、学生生活等の指導のため、各学科の年次ごとに指導教員を置く。

2 前項の規定に定めるもののほか、指導教員については、琉球大学における指導教員に関する規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に在学する者に係る教育課程に関しては、第6条の規定にかかわらずこの規程施行の際、現に効力を有していた本学の諸規程を適用する。

附 則(昭和50年10月23日)

この規程は、昭和50年10月23日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
ただし、別表1中畜産学科の畜産環境学・衛生学の学科目は昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年11月17日)

この規程は、昭和53年度に入学する者から適用する。

附 則(昭和53年10月9日)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年10月11日)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定については昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年9月25日)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年11月25日)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月1日)

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日に農学部農学科、農芸化学科、農業工学科、畜産学科、林学科に在学していた者については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 農学部農学科、農芸化学科、農業工学科、畜産学科、林学科は改正後の第2条の規定にかかわらず、平成3年3月31日に農学部の当該学科に在学する者が農学部の当該学科に在学し

なくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成5年12月22日）

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条及び第8条の規定は、平成6年度の入学者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、改正後の第8条の規定を、平成6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）に適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に改正後の第6条及び第8条の規定に基づき平成6年度以降の入学者のために開設される授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成6年4月13日）

この規程は、平成6年4月13日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成6年6月24日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この規程は、平成14年4月10日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に農学部の生物生産学科、生産環境学科、生物資源科学科に在学する者については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 農学部の生物生産学科、生産環境学科、生物資源科学科は改正後の第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に農学部の当該学科に在学する者が農学部の当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成22年4月1日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月24日）

この規程は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（平成30年12月12日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月27日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月９日）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年１月８日）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月１３日）
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月１３日）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（学士教育プログラム及び教育コース）

学 科	学士教育プログラム	教育コース
亜熱帯地域農学科	亜熱帯地域農学プログラム	農林経済学コース，植物開発学コース，循環畜産学コース，農林共生学コース
亜熱帯農林環境科学科	亜熱帯農林環境科学プログラム	植物機能学コース，動物機能学コース，森林環境学コース，生態環境科学コース
地域農業工学科	地域農業工学プログラム	バイオシステム工学コース，地域環境工学コース
亜熱帯生物資源科学科	亜熱帯生物資源科学プログラム	生物機能開発学コース，食品機能科学コース， 発酵・生命科学コース，健康栄養科学コース

別表２、別表３、別表４（次頁、別紙のとおり）